

令和7年第5回 総務文教委員会会議録

令和7年9月2日

第2委員会室

開会：午前10時

委員長 伊藤 勝彦

副委員長 林 貴光

2番委員 千賀 丈史 3番委員 渡辺 武彦 4番委員 服部 紀史 5番委員 平林 多津子

委員長 ; おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から令和7年第5回総務文教委員会を開会いたします。

本日の会議は、去る8月26日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は別紙の次第書の順序で行います。よろしくお願ひいたします。

初めに鵜飼議長、御挨拶をお願いいたします。

議長 ; 皆さんおはようございます。第5回の総務文教委員会、御苦労さんでございます。本当に暑い暑い夏がまだ終わりません。残暑厳しいじゃなくて本当にまだ夏があるというようなことで、本当に皆さん、体には十分注意していただいて、9月議会のほう、よろしくお願ひいたします。

今日13件ということで中身も濃いと思います。慎重審議よろしくお願ひいたします。以上です。

委員長 ; はい。ありがとうございました。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

発言及び反問につきましては委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、着座にて、マイクに向かって簡潔に質疑、答弁をされますようお願いいたします。

委員長 ; 初めに「議第47号 恵那市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につ

いて」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第47号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; はい、全会一致であります。よって「議第47号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第48号 恵那市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第48号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; はい、全会一致であります。よって「議第48号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第49号 恵那市総合計画条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

委員長 ; はい。3番委員。

3番委員 ; よろしくお願ひいたします。今回総合計画の定義から実施計画を外すというものであると思いますけれども、そもそもこの計画の体系を変えるのであれば、着手のタイミングで条例改正をしてから、計画を策定るべきではなかったのかということを思います。

すいません、3点質問したいと思います。まず1点目が今の件です。2点目、この総合計画の審議会で、基本構想の文言修正と実施計画の削除というのはもう検討され、承認をされたということによろしいでしょうか。

3点目、実施計画を策定しないこととした理由は何でしょうか。これまで条例の第2条第4項で定義しておりました実施計画の目的である、計画的かつ効果的に実施していくための具体的な事業を示すということになっており、この第3次総合計画ではどのようにこれを担保されるようになるでしょうか。以上です。

委員長 ;企画課長。

企画課長 ;お答えします。まず1点目と2点目をまとめてお答えします。総合計画の体系につきましては、総合計画の一部であり、恵那市総合計画条例の第5条で定める、総合計画審議会で調査審議する要素であると考えまして、策定着手のタイミングでの条例改正ではなく、審議会の審議後のタイミングで条例改正すべきとさせていただきました。それからもう1つは、総合計画審議会では、基本構想の用語の意義の文言修正であったり、実施計画の削除などは、総合計画の全体の中の1つの要素であるということから、個別の議論ではなく総合計画全体の中で審議をいただいたというふうにしております。それから3点目の質問に対してですが、これまでの実施計画につきましては、当初予算編成後に作成しておりました。これ実質のところ後追い策定であったこともありますて、今回の次期計画では、毎年度当初予算の概要に示すことと改めさせていただきました。また、第2次総合計画における実施計画につきましては、基本構想や基本計画を実現するため、行政が行う各事業の内容を定めた5年間の計画がありました。必要に応じて毎年見直しを行っておりましたが、次期総合計画におきましては、基本計画の期間を変化の早い社会経済に対応するため、5年から4年に変更しました。そして実施計画につきましては、同様に、変化の速い社会経済に対応するため、中期的な事業内容を定めるのではなく、基本計画に取組の柱、それから取組、そして具体的な取組を計画的かつ効果的に実施していくため、毎年の当初予算の概要に示していくことにさせていただきました。以上であります。

委員長 ;はい。ほかにありませんか。

4番委員。

4番委員 ;お願いします。3点ほどありますけど、1つずつ聞いていきたいと思います。初めに、今ほども若干説明ございましたけど、基本計画は5年から4年に変更されるようですけど、これ基本計画の内容自体は今までとこれ違いが出てくるのか、そ

こら辺の内容について伺いたいと思います。

委員長 ; 企画課長。

企画課長 ; お答えします。基本的には同様としております。基本構想には目指すまちの将来像を基本方針、土地利用構想などを定めておりまして、基本計画には将来像の実現のため、基本方針ごとに取組の柱、それから取組、目標指標を定めております。以上であります。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 2点目ですが、総合計画の進行管理においては、行政評価制度における施策評価を実施されてきていると思いますけど、これ先ほども質問ありましたが実施計画が策定されないということによって、この評価等に影響が出るような気がするのですが、そこら辺はどのように考えてみえるのか、お尋ねいたします。

委員長 ; 企画課長。

企画課長 ; お答えします。結論から申しますと影響はないと考えております。第2次総合計画におきましても目標指標は、基本計画の21の基本施策ごとに定めています。施策評価につきましては、施策評価シートを作成しまして目標指標の達成状況や評価内容、それから総合評価、実施計画に掲げた事業の実施内容を記載しております。今度の次期総合計画も同様に、基本計画に目標指標を設定します。施策評価につきましては、当該年度事業の実施内容を記載することで変わりなく評価できると考えていることから、評価には影響ないというふうに考えております。以上です。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; はい。それでは3点目でありますけど、これまで、総合計画とそれから行財政改革と併せ考慮した中で、長期財政計画が同時期に、策定されてきたわけなのですが、この辺はどのように考えてみえるのか、お尋ねいたします。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; 財政計画におきましては、総合計画基本計画の計画期間と併せて、引き続き策定いたします。具体的なスケジュールとしては、決算認定後の恵那市行財政改革審議会において審議いただく予定となっております。なお、行財政改革の計画の全体的な考え方としては、基本構想に照らし合わせた事業及び特別な大規模事業などが行えるよう財源を確保するとともに、安定した財政運営に資するため、経常経費と投資的経費のバランスなどを鑑みつつ、行財政改革大綱と同じ4年間の中期にて策定してまいりたいと考えています。

委員長 ; はい。ほかにありませんか。

3番委員。

3番委員 ; もう1点お願ひいたします。これまで、基本構想のみ議決案件ということになつてゐるのは十分承知しているのですが、第3次計画から計画期間が20年となるこの長い期間ですけれども、変更なければ20年間議会には何ら情報提供というのがないことになるわけでしょうか。

委員長 ; 企画課長。

企画課長 ; はい、お答えします。第三次総合計画の期間につきましては、基本構想では20年間、それから基本計画では4年間としております。基本計画につきましては、また4年ごとに見直すこととしております。この見直す場合には総合計画条例の規定に基づきまして、諮問や意見聴取、それから公表を行いまして、実施状況につきましても、適宜公表することとしております。これらを踏まえて、議会に対しても、適宜、情報提供等を行っていく予定であります。以上です。

委員長 ; はい。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第49号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; はい、全会一致であります。よって「議第49号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第50号 恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; お願いします。これは住民登録されていない方の手続を、個人番号を通じているということで、実務の効率化のためにはよろしいと思いますが、私たちがいつも心配しますのは個人番号が出ることによって、それにひもづけられた情報、税とか福祉とか保険とかだけではなくて、それ以外の情報が流れることがあるのではないかと

いう懸念が持たれます、そのようなことはないでしょうか。

委員長 ; 企画課長。

企画課長 ; 今回の地方公共団体の情報システムの標準化というところによって、住登外を加えていくことで、事務の効率化そういったところを図ることを主眼においていることから、それ以外のところで情報が流れるということは一切ございません。以上です。

委員長 ; はい。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第50号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; はい、全会一致であります。よって「議第50号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第51号 恵那市基金条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第51号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; はい、全会一致であります。よって「議第51号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第52号 恵那市税条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
- 本件に対する討論はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。
- 「議第52号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。
- (賛成者挙手)
- 委員長 ; はい、全会一致であります。よって「議第52号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。
-
- 委員長 ; 次に、「議第56号 恵那市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。
- 本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
- 本件に対する討論はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。
- 「議第56号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。
- (賛成者挙手)
- 委員長 ; はい、全会一致であります。よって「議第56号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。
-
- 委員長 ; 次に、「議第57号 財産の取得について」を議題といたします。
- 本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
- 本件に対する討論はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。
- 「議第57号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。
- (賛成者挙手)
- 委員長 ; はい、全会一致であります。よって「議第57号」は原案のとおり可決すべきものと

決しました。

委員長 ; 次に、「**議第58号 財産の取得について**」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

5番委員。

5番委員 ; お願いします。今回、恵那南中学校の机、椅子、配膳台、体育館、パイプ椅子などのお金、予算を3,289万円ということで、一般会計当初予算の中で恵那南中学校整備事業費の中で、もうこれは予算計上されていますので、それは存じておりますが、今5中学校で使っている机、椅子、配膳台、体育館、パイプ椅子などは今後どうされるのでしょうか、お尋ねいたします。

委員長 ; 教育総務課長。

教育総務課長 ; お答えいたします。恵那南地区中学校統合準備委員会によりまして、備品の取扱いについては協議をいたしました。その結果として、壊れているものなどは廃棄をしますが、1年間程度は現在の中学校で保管し、その後、市内の小中学校や市内公共施設に引取りの照会をかけ、最終的に残った備品は、地域ごとに展示会などを考え、処分をすることといたしました。以上でございます。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; はい。分かりました。このSDGsの時代、本当に使うことが大事だと思いますので、どうか有効活用できるようよろしくお願ひいたします。

委員長 ; はい、ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論ありませんので、ただいまから採決を行います。

「**議第58号**」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「**議第58号**」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「**議第59号 第3次恵那市総合計画基本構想について**」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

4番委員。

4番委員 ; お願いします。今回の基本構想の中に、土地利用構想が第2次総合計画の構想から引き継がれるようなかたちで、また位置づけられております。国土利用計画法の第8条第1項では、当該市町村の区域における、国土の利用に関し、必要な事項について市町村計画を定めることができるとして規定されております。さらに最近の国土交通省の策定手引きを見ますと、策定することが望ましいと表現されております。特にその背景にあるものが、人口減少下における適切な土地の管理の在り方を示すものとして、国土の管理構想が令和3年6月に取りまとめられ、これは国だけではなく県や市町村、地域における国土管理の指針となるもので、国土利用計画の実行計画としての役割を担うものとされております。今後、土地利用構想から具体的に一歩進める意味において、国土利用計画の市町村計画の策定を行ってもいいのではと考えるところですが、策定に対する考え方を伺います。

委員長 ; 企画課長。

企画課長 ; はい。国土交通省が定める策定手引きにおきましては、総合計画や都市計画マスタープランなどに位置づけることも可能とされております。恵那市においては基本構想の中に、土地利用構想として位置付け、個別具体的には都市計画マスタープランの高度版として、土地適正化計画を本年度策定中であります。これをもって、体系的な計画としながら、施策を推進していく考えであります。現時点で市町村計画を策定する考えはありません。以上です。

委員長 ; はい。ほかにありませんか。

5番委員。

5番委員 ; お願いします。議第49号で、20年、4年、1年のサイクルは理解いたしました。これよりの質問はパブコメ出てきた意見を確認する形で行いたいと思います。よろしくお願ひいたします。まず1点目です。今本当に人口減少が1番市民の懸念となっております。そういう中で人口目標を持たない理由、多分話されていると思いますが、もう一度確認したいと思います。そして恵那市の基本計画の中心点、政策のポイント、ここが目玉だと、そのようなものはどのようなものか、お尋ねしたいと思います。お願いします。

委員長 ; 企画課長。

企画課長 ; まず1点目、人口目標を設定しないところにつきましては、現在、人口減少の部分の取組については、市だけではなく、全国的に減少しているというところがあります。

その中でやはり長期的な期間をもって、20年たっても、減少を少しでも食い止めるというような普遍的な考え方を持つという理由から、今回は策定から削除したというところになります。議会の提案のとき説明をさせていただいているとおりであります。それから2点目の部分につきましては、基本計画の中で定めているところはありますけれども、実際のところは4年後の基本計画の中で見直しをしていくということと、あと重点プロジェクトというところを3つのところから示しておりますので、その中から具体的な取組をしていきたいと考えている状態であります。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

5番委員。

5番委員 ; はい、ただいまのお答えで、全国的に人口は減少していると、食い止めるためにどうしていくかということだということだったと思いますけども、パブリックコメントの中で幾つか、今の人口減少はそれでも大変でしょうと。ここを考えなきやいけないのではないかということで男女共同参画の問題であるとか、安全な食だとか、農業政策だとか。本当に人口減の対策を求める声が幾つかあったと思います。それに對してどう答えられたのかということをお聞きしたいのと、それから第2次総合計画でP D C A、特に評価と見直しが今回の計画に生かされていないという意見がありましたが、どう考えるのかお尋ねいたします。

委員長 ; はい、企画課長。

企画課長 ; パブコメの部分につきましては、多くの意見とかいただきました。その中で少し、計画の中に反映する点もありましたけれども、意見の中身としては、今回の基本構想の中で、大半が含まれているということで、参考の意見として受け止めさせていただいております。それからP D C Aの評価の部分で、できていないのかという話がありましたけれども、この部分につきましては、毎年総合計画の推進市民委員会で毎年評価をいただいておりますので、十分な評価ができるというふうに考えております。以上です。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; お聞きしての感想ですけども、今後の計画に入れていくといつてもやはり重要な政策はしっかりと現在の基本計画に入れるべきだと考えました。

委員長 ; はい、企画課長。

企画課長 ; 感想として受け止めさせていただきます。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

5番委員。

5番委員 ; お願いします。今回の基本構想、基本計画は、自然とともに人とまちが輝く活力あふれる恵那市という大変すてきな言葉だなと思いました。しかし、そうなべての一般的な政策であって、言葉は悪いですけども、絵に描いた餅になっていないかというような意見もいただいております。それで、先ほども言いましたけども、人口減少でどんどんどんどん人が少なくなっている中で、本当に第2次総合計画の現実を見据えて、計画になっているのか、もう一度それを見直す必要があると感じました。確かに、報告中ありました市民アンケートの実施であるとか、若者の意見を聞く、中学生、高校生の意見を聞くであるとか、様々な意見を聞いている場が設けられていることは分かります。しかし本当に多くの市民の意見をきちんと聞いて、市民の論議を経て、市政の課題と解決の道筋がはっきり見える基本計画になっているかと思うとを考えると、大変疑問に思います。なぜそうなるのかと考えました。6月の一般質問でも、自治区長会議にてもう少し丁寧な説明や意見聴取の機会が欲しいという意見が出ていた旨の言葉がありました。また、市長懇談会、ここ数年は市民とともに、市民の中へ出て平場の意見を聞くのではなく、自治区の代表者の意見で市長懇談会を持たれています。今度の計画の中でも、協働のまちづくりということが多く言われていますけども、本当に協働のまちづくりを大切にするのであれば、そうした市民の意見をきちんと聞いた基本計画であるべきだと考えます。具体的には、なぜ人口が減っているのかの理由が分析されていないと思います。それから交流人口から関係人口へと言われますが、その後の定住への道筋、確かな方針が見えないと考え、反対といたします。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ほかにありませんので討論を終結し採決を行います。

「議第59号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 挙手多数あります。よって「議第59号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に「議第 79 号 令和 7 年度恵那市一般会計補正予算（第 4 号）（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

2 番委員。

2 番委員 ; よろしくお願ひいたします。予算資料の 16 ページ、3 款 2 項 3 目の城ヶ丘こども園スロープ改修工事についてなんですが、確かに今のスロープ、結構急斜面でありまして、改修が必要あるかなと思いますけども、3,500 万円という大きい金額になっておりますけど、どのようにスロープを改修するのかをお伺いできればと思います。お願いします。

委員長 ; 幼児教育課長。

幼児教育課長 ; はい。お答えいたします。城ヶ丘こども園については公共施設ということもありますし、そういうところの施設の改修、整備に当たっては、岐阜県の福祉のまちづくり条例というものがあり、バリアフリーなどに配慮しながら設計をするよう細かな基準がございます。その基準に基づいて今回設計をいたしました。先ほどおっしゃられたように、かなり急な斜面ですので、これを緩くするというのがまず目的です。まちづくり条例の中では、ある程度距離をとったら踊り場をつくりなさいというきまりもありますので、踊り場が全部で 5 つほどできる予定です。今の距離よりも 2 倍以上、かなり長くなる予定ですが、踊り場をつくりながら、折り返してくるという設計となっております。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; お願いします。予算資料の 18 ページ、スポーツツーリズム推進事業費、10 款 6 項 1 目の 294 万 6,000 円についてお尋ねいたします。これはキッズサーカスの水遊び場の利用料金の一部負担かと思いますけども、8 月 31 日まで終了しましたね。そこで、利用実績はどれだけあるのか。何人分補助したのかお尋ねいたします。また、よく分からるのは、補正で出るのは実績に応じてなのか、もうあらかじめこれだけ補助しますって決めてあったのかということをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

委員長 ; スポーツ課長。

スポーツ課長 ; お答えいたします。キッズサーカスにつきましては、7 月 12 日から 8 月 31 日までの 51 日間、利用いたしました。そのうち 8 月 10 日、11 日は、2 日間雨のため、中止をいたしましたので、その間の、利用実績につきましては 2,546 名の方に御利用

していただきました。その間の補助につきましては、ちょっと今手元に資料がございませんので、また後ほど御説明いたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 小学生以下が1,500円、幼児は無料でしたか。それから保護者は大人が2,000円ですが、入るだけなら1,000円というふうに料金設定されていたと思いますが、これはあらかじめ補助金が出るということを想定して出された金額でしょうか。

委員長 ; スポーツ課長。

スポーツ課長 ; お答えいたします。こちらのほうは、恵那市民を中心に子どもたちの利用を考えまして補助金を出すということで、あらかじめ計画をしていたものでございます。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; あらかじめ、補正予算をこれだけ出すということを決めながら、そういう料金体系にしたのか、その辺の流れがよく分からぬものですから。

委員長 ; スポーツ課長。

スポーツ課長 ; お答えいたします。当初につきましては運営する事業者の方々が料金設定を行っておりましたけども、利用料金が、少し高額になっておりましたので、その分、市のほうで、市民の方に利用しやすいようなこととして、補正予算を組むことを念頭に、こういった料金設定を行っております。

委員長 ; 御答弁よろしいでしょうか。5番委員よろしいでしょうか。

5番委員 ; 改めて詳しい説明を聞きたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 ; 数値については今ちょっと確認をしておりますので、また改めて御報告いたします。
スポーツ課長よろしいですか。

スポーツ課長 ; はい。

委員長 ; ほかに。

財務課長。

財務課長 ; 補正予算の計上についてですが、こちら全員協議会などで御説明をしまして、料金が高いなどありまして、その中で利用率を上げるために、事業者と基本協定を結びました。協定を結んだことによって、料金形態、こちらで補助していくということで決定して、補正予算で対応したということになりますので、お願ひいたします。

委員長 ; 5番委員よろしいでしょうか。補正にした狙いと、今、財務課長から話を聞いていただきました。

ほかにありませんか。

2番委員。

2番委員 ; よろしくお願ひいたします。同じ 18 ページの 10 款 5 項 6 目、中山道広重美術館の美術品の購入についてなんですが、7 点、浮世絵のほうを購入するようですがれども、この 7 点をどのように選んだかをお尋ねします。よろしくお願ひします。

委員長 ; 文化課長。

文化課長 ; よろしくお願ひいたします。美術品の選定に際しては、まず、中山道広重美術館のほうで資料収集方針というものを持っています。その方針に基づきまして、当館の学芸員が候補作品を選定いたします。その上で、妥当性や客観性を担保するために、今度は中山道広重美術館美術資料収集委員会、この委員会は 3 名の有識者で構成されておりますが、その委員会に諮りまして審査をし、最終決定を行うという流れで今回 7 点の選定を行っております。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

5番委員。

5番委員 ; お願いします。同じく 18 ページの 10 款 3 項 3 目の恵那南中学校整備事業費についてお尋ねいたします。全員協議会などで説明ありましたように、整備の目的が学校以外でも学びを継続できる環境の確保であるとのと、地域での自主学習環境の充実ということでした。1 番目の目的について少しお聞きしたいと思います。道路事情の影響によるということは、本当に警報が出てしまったり、道路が寸断されたりした場合は、もちろん、ここへ集まることはできませんね。それは当然承知しておりますが、この場合というのは、バスに乗り遅れたとか、それから、なかなか学校になじめなくて登校渋りの生徒のための場所なのでしょうかということを確認したいと思います。

それから 2 点目には、もし登校渋りの生徒、遅刻した生徒のものであるならば、免許ありの専任の指導者はつくのかということをお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長 ; 教育総務課長。

教育総務課長 ; お答えいたします。まず今回整備する拠点施設につきましては、一時的に学校への登校が困難となった場合、生徒が拠点施設まで来ることができれば、拠点施設において I C T を活用した学校の授業を受けられるよう整備するものです。不登校の生徒が学校復帰を行うための専門的な支援施設については、恵那南地区では、岩村コミュニティセンター内に「むつみ教室」がございますので、そちらを利用してくださいという形になります。参考までに、今回恵那南中学校については、教室に行きづら

さを感じている生徒が、安心して学校生活を送ることができる居場所として、いわゆる学校には行けるが、教室には入れない生徒に対しては、恵那南中学校内に3部屋整備する校内教育支援センターを利用していただくことになります。また、特別支援教育を必要とする生徒に対しては、身体的な支援を除いた知的と自閉情緒の2種類の部屋を設置し、利用していただくことになりますので、今回整備するのはあくまでも不登校対策というものではなく、一時的に登校が困難になった場合、そのような生徒の受け入れという形になりますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; すいません。生徒の状態に応じて様々な手当を取っていくということで、ぜひ丁寧な対応をお願いしたいところです。

質問の2点目です。場所の問題です。岩村は学びのひろばの中にこのルームをつくると。それから、以前から上矢作はコミセンで、それから串原は現小中学校でやるとお聞きしていたのですが、今度の報告ではコミセンとなっています。この辺はどうなっているのかということをお尋ねしたいのです。もう1つは、明智と山岡のコミセンについては、今後整備、建て替えの予定です。今回の予算の分も入っているのでしょうか。また4月1日からは、どのような対応を明智、山岡についてされるのかということをお聞きしたいと思います。お願いします。

委員長 ; 教育総務課長。

教育総務課長 ; それではちょっと全体のお話をいたします。まず整備する部屋についてですが、今、議員おっしゃったとおり、岩村は現在整備中の恵那市中央図書館の岩村分館を活用するため、施設及び備品整備を行う必要はないです。山岡と上矢作はコミセン1階の図書室、明智はコミセン3階の音楽室、串原はコミセン1階のホールの一部である図書室前のスペースを活用することにいたしました。お尋ねの串原につきましては、最初、中学校の空き教室を利用しようと思ったのですけれども、この空き教室をもし平日に利用しようとすると、誰かがそこについていなければいけないというような課題がございまして、こちらは地域と中学校の先生方と少し相談をいたしまして、やはり誰か人がいる場所ということでコミセンのほうに変更させていただきました。それから、明智、山岡のお話をされたと思うのですけれども、この運用についてのお話だと思うのですが、運用につきましては、現在詳細を詰めている最中ですが、基本的には子どもが登校する日については、恐らく親御さんたちの夕方、待ち合わせの場所になるという可能性もあるので、できたら19時ぐらいまで開けてい

くのが適當ではないかというような調整をしておりますので、この辺はまた詳細が決まり次第、お知らせをしたいと思います。以上でございます。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 確認ですけども、明智、山岡については大型モニターであるとか机、椅子を、今言わされた場所に設置をすると。そこで学習に取り組むということでいいですか。

委員長 ; 教育総務課長。

教育総務課長 ; はい、議員おっしゃるとおり、大型モニターについては、全てのコミセンのほうに整備をしていきます。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

2番委員。

2番委員 ; よろしくお願ひいたします。同じ18ページですけども10款6項3目のまきがね公園体育館の空調設備についてなんですけども、これは西体育館も入っているのかというのと、入ってなければ、西体育館も避難所に指定されていますので、今後検討されているのかどうかをお伺いします。

委員長 ; スポーツ課長。

スポーツ課長 ; お答えいたします。こちらの空調設備の委託料につきましては、まきがね公園体育館のアリーナ部分を想定しております。現在のところ、まきがね西体育館などほかの社会体育施設につきましては、空調設備の検討はしておりませんので、よろしくお願ひいたします。

委員長 ; ほかにありませんか。

5番委員。

5番委員 ; お願いします。資料の15ページ、モータースポーツ推進経費、2款1項21目、2,500万円についてお尋ねいたします。まちづくり基金の2億円をラリージャパン実行委員会へ移すということは分かりました。ここでもなっている2,500万円はスポンサー料が1億円減ったために2,500万円を恵那市が負担して出すと。その出どころといいますか、財源は新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）という国庫支出金であることは分かりました。そこでお尋ねいたします。新たなスポンサーを募ればいいのに、スポンサー収入減の補填をなぜ恵那市で行うのかと、豊田市で持つか。またラリー実行委員会がありますので、ラリー実行委員会内で行うことはないのかということをお尋ねしたいと思います。

委員長 ; ラリーまちづくり課長。

ラリーまちづくり課長 ; お答えします。まずスポンサーにつきましては、今おっしゃられたようにラリージ

ヤパン実行委員会、こちらで集めているところです。現在でも当然集めているというか、隨時集めているということです。ただ、大体見通しがたってきたというところで、それがこれぐらい減ってくるかなというところであります。豊田市と恵那市が負担するところは、組合の設立に関する契約を結んでおりまして、負担割合が、豊田市と恵那市で3対1ですので、豊田市は7,500万円、恵那市は2,500万円を負担したということでございます。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

5番委員。

5番委員 ; では、次お聞きします。2,500万円の国庫支出金の財源が、先ほど申しましたように、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用するといわれています。その理由をお尋ねしたいのですけども、この交付金については、長いですので1部分だけ読みます。地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に関する地域の独自の取組を計画から実施まで強力に後押しするという大変大きな交付金の第2世代交付金の意味が書いてありますが、この交付金を活用する理由はどのようなものでしょうか。お願ひいたします。

委員長 ; ラリーまちづくり課長。

ラリーまちづくり課長 ; これは何か新しく交付金を申請したというわけではなくて、今まで世界ラリー選手権を生かして三河・東濃地域の山村振興、産業振興に向けたまちづくりということで、5年間豊田市と恵那市で今まで申請していたものの、金額の変更をさせていたいものです。ですので、引き続きこちらをラリーに充てるというところです。以上でございます。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; 今までの流れの中でということは分かりました。しかし、この交付金について調べますと、これはまた後の反対等にも関係してくるのですけども、全国ではいろんな使われ方がされています。例えば、転入者が増えている岡山県奈義町では「奈義町版世代全員活躍」ということで、まるごとデジタル、奈義町版ネウボラ、農業コンビニなどに使われています。また、先日総務文教委員会で視察しました長野県伊那市では、「INA スーパーエコポリス構築プロジェクト」ということで、ドローン配達、デマンドタクシー、モバイルクリニックなどに使われております。富山県朝日町では、「こんにちは、たのしい未来」ということで、地域交通、地域振興、地域教育、地域福祉に使われております。これはどれも市民の生活に密着した、また人口増につながる大きな政策だと思いますが、ここを使う理由というのはもう少しお聞きしたい

と思うのですけども。この交付金を使う理由をお聞きしたいと思います。お願ひします。

委員長 ; ラリーまちづくり課長。

ラリーまちづくり課長 ; この交付金は、単純に人口増加だけの目的ということではなくいろいろなメニューがあります。我々としては観光振興、産業振興、山村振興というところで考えております。実際、ラリージャパンには 54 万人という、非常に多くの方がいらっしゃったり、約 150 億円という経済波及効果があつたりという形でございますので、これは地方の創生に役に立っているということでこちらの交付金を使わせていただいております。以上です。

委員長 ; はい。ほかにありませんか。

スポーツ課長。

スポーツ課長 ; 先ほどお問合せありました、プール営業の割引の件ですが、こちらのほうは割引券については運営会社のほうで集計をしている最中でして、現時点ではまだその割引した人数や割引額などについては出ておりませんので、申し訳ございませんけども、よろしくお願ひいたします。

委員長 ; 5 番委員、よろしかったでしょうか。

5 番委員。

5 番委員 ; その辺り結果がでましたら、またよろしくお願ひいたします。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ほかに質疑はないということですので、ただいまから討論に移ります。

討論はありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; 先ほど言いましたモータースポーツ推進経費 2,500 万円に反対の立場で発言させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

広報でもいろいろな場で、二言目には恵那市の財政は使っていないと言われますが、実際、国の補助金を使っているわけで、国からの補助金の使い方としてこれ良いのかということが私は問題だと思います。今後、補助金の使い方を考えるべきだと考えて反対いたします。

それから説明がありましたが、そもそもスポンサー料の減収をなぜ恵那市と豊田市で負担するのか、市民の理解が得られないと考えて反対いたします。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ほかにありませんので、討論を終結し採決を行います。

「議第79号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 挙手多数であります。よって「議第79号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第82号 令和7年度恵那市遠山財産区特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論ありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第82号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第82号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第83号 令和7年度恵那市上財産区特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論ありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第83号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第83号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で、予定の議題を全て終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; はい、ありがとうございます。

それではこれをもちまして、令和7年第5回総務文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 10 時 48 分閉会

恵那市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 総務文教委員長 伊藤 勝彦